

地方消費税の引き上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費

地方消費税交付金 570,384千円のうち

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 257,536 千円

(歳出) ・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 5,036,601 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

款	項	目	事業費	財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県 支出金	地方債	その他	地方消費 税交付金 (社会保障 財源化分)	その他	
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	230,250	5,439		70,171		154,640	
		3.老人福祉費	652,873	12,478		14,338	108,251	517,806	
		4.社会福祉施設費	42,399					42,399	
		5.人権・同和対策費	7,538	601				6,937	
		6.重度障害者医療対策費	105,374	39,211			11,440	54,723	
		7.障害者対策費	729,242	515,769		1,795		211,678	
		8.介護保険対策費	431,888	2,746			74,202	354,940	
		9.地域支援事業費	107,225	5,174		84,946		17,105	
	2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	39,044	3,231				35,813	
		2.児童措置費	674,231	494,563				179,668	
		3.乳幼児医療対策費	62,823	28,340		2,098		32,385	
		4.ひとり親家庭等医療対策費	19,514	7,865				11,649	
		5.民間保育所費	343,155	232,974		64,262		45,919	
		6.一般保育所費	545,169	4,464		172,635	63,643	304,427	
		7.広域保育所費	10,784	6,127		2,012		2,645	
		9.放課後児童対策費	38,526	24,684		16		13,826	
		10.地域子育て支援事業	13,049	2,484				10,565	
	3.生活保護等対策費	1.生活保護等総務費	72,637	10,916				61,721	
		2.扶助費	626,920	507,577		9,657		109,686	
	4.衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	145,256	940		1,639		142,677
			2.予防費	84,317	3,401		1,042		79,874
3.健康増進対策費			45,302	1,902		7,454		35,946	
6.食育対策費			9,085			35		9,050	
合 計			5,036,601	1,910,886	0	432,100	257,536	2,436,079	

※ 本表は、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき作成するものであり、消費税率引上げ分について、社会保障政策に要する経費へ充当していることを明示するものである。